

平成 19 年 12 月 5 日

中央教育審議会 教育振興基本計画特別部会 御中

全国専修学校各種学校総連合会

教育振興基本計画の策定に向けた検討の方向への意見
～職業教育体系の構築と専修学校及び各種学校の振興～

I 教育振興基本計画の検討の方向について

- 改正された教育基本法のもとで初めて策定する教育振興基本計画において、“人財”が我が国の持続的な発展を可能とするとし、「教育立国」の実現を目指すことには、大いに賛意を表明する。
- 教育の現況を踏まえ、教育を受ける国民の視点、また、国民の教育活動によって利益を享受する社会の視点の双方から、総合的に我が国の教育力を向上する抜本的な改革、振興方策を具体化する必要がある。
- 専修学校及び各種学校が我が国の職業教育の進展に貢献してきた実績を踏まえ、教育振興基本計画の策定にあたって、特に重視すべき方向として以下のとおり提案を行う。

1. 職業教育体系の構築の明確化

- 労働力人口の急減によって、将来の社会的基盤、経済成長などが危惧されている我が国において、国民各層の就業率を高めること、また、就業者一人ひとりの生産性を上げることが、教育が担うべき重要な課題となっている。
- 別添 1「検討に当たっての基本的な考え方(案)」に示す、『個人の職業能力の開発』や『再挑戦の可能な社会システムの整備』など、社会の変化に対応して『誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かして』いく仕組みづくりを進める重要性は、この課題に対応するものである。
- 特に労働力人口における若年者の割合が低下する中にあることは、別添 2「重点的に取り組むべき事項(案)」で幾つか記述されているとおり、学校教育の段階から職業意識の涵養や必要な知識・技術などの習得をより一層推進し、職業生活への円滑な移行を優先課題として教育に取り組むことを重視する必要がある。
- これからの職業教育、キャリア教育、ものづくりなど実践的な教育などの在り方は、例えば、産業構造や雇用情勢などのその時々の変化によって、普通教育との対比で比重の置き方に影響を受けるような二義的なものではあってはならない。国民の意識においても、国の教育政策においても、普通教育と同等に、職業教育の重要性が定着することが求められている。
- 改正された教育基本法において、教育の目標の 1 つに、これら「職業教育の重要性」が定められたことは、これまでの普通教育中心の学校教育では職業能力の向上などを十分に果たし得なかった点を見直し、学校教育全体として、職業教育の取り組みを積極的に推進することを国民や社会に誓ったものであり、この目標の達成に向けた抜本的な改革を実現してもらいたい。

- 職業教育の取り組みが我が国の教育にしっかりと根を下ろすために、別添資料のように、教育段階別に、あるいは個々の学校種別に職業教育の機能や役割を考えるだけでなく、各教育段階を貫く、学校種別の機能や役割が準拠する1つの教育システム、つまり「職業教育体系」の構築を教育制度上の目標として取り上げ、個々の学校種がどの機能や役割を担っているのか、教育機関相互のどのような連携・協力によって効果を高めていくのかなど、明確な指針を示さなければならない。

2. 専修学校及び各種学校の位置付けや使命、機能の明確化

- 教育の機会均等を保障し、社会を支える側の有為な人材を育成していく観点から、教育環境の整備を1つの柱に掲げ、経済的な理由による学業断念を無くし、教育が率先して経済的あるいは地域的な格差などを解消する役目を担うことは重要である。
- しかし、別添1「検討に当たっての基本的な考え方(案)」には、格差の固定化にもつながる、個々の学校種の教育機能や教育成果に基づかない評価や、人生の早い段階での学校種別による優劣の判断など、学(校)歴偏重を引き起こしている現在の教育システムの問題について言及されていない。
- 国は、国民一人ひとりが希望する教育の機会を保障するとともに、それぞれの希望や適性・能力に応じて受ける多様な教育それぞれが、社会全体の共通の資産として価値を有するものであることを明らかにし、個々の教育、また、それぞれの教育を提供する学校種を同等かつ公平に振興しなければならない。
- 学校教育法第一条に規定する学校のほか、専修学校及び各種学校も教育基本法の適用を受ける学校種とされ、その教育そのものが教育の目標「職業教育の重要性」を根拠としている。また、実践的かつ専門的な教育の内容や人材育成を通じた社会貢献の実績などから、専修学校及び各種学校が我が国の職業教育の中核的な教育機関であることについて、論を待たないところである。
- 国の専修学校及び各種学校に対する施策においても、専門的教育の内容や水準をいかに高度化するか、職業人の再教育にいかに取り組むか、産学連携の教育をいかに促進するか、若者の職業的自立をいかに促すか、また、子どもたちの職業意識をいかに啓発するかなど、多様で優れた職業教育力を強化し、発揮する場を拡張するという多元的な振興を執っており、専修学校及び各種学校が行う職業教育への期待感を示している。
- 職業教育やキャリア教育は、初等中等教育、高等教育、さらに生涯学習のそれぞれの段階に応じ、教育の連続性などに配慮して、目標や方法などを変えて提供するものであり、また、学校種別に定められた本来的な教育の目的や水準のもとで、他の学校種との連携・協力を通じて教育効果を最大限に高めていくものである。
- しかしながら、学校教育法の規定の仕方が他の学校種と専修学校及び各種学校で異なることなどもあって、別添資料では、それぞれの職業教育をめぐる位置付けや役割、機能が曖昧なままで、専修学校については断片的かつ抽象的な記述にとどまり、各種学校については一切言及がない。
- 職業教育やキャリア教育の推進の流れを踏まえ、専修学校及び各種学校について、学校教育制度のなかで職業教育を主たる目的とする学校種としての位置付けや役割、機能を明記し、それに基づく具体的な政策や達成目標などを盛り込むことこそ、多様な個々の教育、その教育主体の振興を目指して、国が行動計画として策定する教育振興基本計画の本旨にかなうものである。

- 今後、「基本的な考え方」及び「重点的に取り組むべき事項」を、教育段階別、学校種別その他政策別にどのように整理する場合であっても、専修学校及び各種学校を含む全ての学校種に共通する方策、専修学校及び各種学校の固有の方策それぞれについて、学校種を明記して取りまとめなければならない。
- なお、現在、文部科学省生涯学習政策局長のもとに「専修学校の振興に関する検討会議」が設置され、専修学校の教育制度の改善・充実、今後の振興方策その他の研究・検討が行われているが、そこでの検討結果について、政策形成に反映しなければならない。

II 別添資料の個別の記述内容について

- 専修学校について言及している記述のほか、職業教育体系の構築や専修学校及び各種学校の振興にも関連する記述について、資料ごとに整理して意見を取りまとめた。
- 今後、教育振興基本計画特別部会において、本資料をもとに絞り込んで、具体的な政策を検討する場合、以下の点も踏まえて、作業を進められることを強く要望する。
- なお、別添2「重点的に取り組むべき事項(案)については」は、『専修学校及び各種学校の位置付けや役割・機能に関すること』、『専修学校及び各種学校の職業教育力の充実・向上に関すること』、『専修学校及び各種学校と他の学校種及び家庭・地域・企業・関係省庁などとの連携、協力及び接続等に関すること』及び『学校種を限定した文言の精査』の視点で、4つの柱ごとに意見をまとめている。

1. 別添1「検討に当たっての基本的な考え方(案)について」の意見

ア)「今後の教育施策の目指すべき基本的方向」の4つの柱との関連(p4～)

- 専修学校及び各種学校は、①「生涯学習など」、②「初等中等教育」、③「高等教育」のそれぞれの段階別に応じて教育を行っており、それぞれの教育段階別に専修学校及び各種学校を含むことを明らかにして整理する必要がある。また、④「教育環境の整備」は、専修学校及び各種学校に学ぶ学生生徒などに対する教育を受ける権利の保障の視点から、専修学校及び各種学校も同様に整理する必要がある。

イ)「③教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える」の記述(p5)

- 『大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を踏まえた教育や研究を展開するとともに、競争的環境の中で、個々の学校がその個性・特色を発揮していく』必要性を提示しているが、現在の高等教育の各学校種において、特に職業教育をめぐるそれぞれの位置付けや役割・機能は曖昧化し、重複していると言わざるを得ない。学校種ごとの位置付けや役割・機能は、それぞれの本来の設置目的によって棲み分けされるものであり、個別の学校種の問題ではないことから、国が高等教育の学校種別の役割分担を明確化にする必要がある。

さらに、少子化が進展するなか、高校では、各高等教育機関の位置付けや役割・機能に関係なく、大学中心の進路指導が行われているため、公正な競争的環境が担保されていると言えない。生徒の志望や能力・適性に応じて、適切な進路指導が徹底されるよう、国は明確な指針を示す必要がある。

2. 別添2「重点的に取り組むべき事項(案)について」の意見

ア)「1 社会全体で教育の向上に取り組む」の記述内容

(a) 位置付けや役割・機能に関すること

該当箇所：「(3)人材育成に関する社会のニーズに応える」の《大学・高等専門学校・専修学校等における高度な専門職業人や実践的・創造的技術者の養成の充実(p3)》

- 『専修学校における社会的要請の高い課題に対応する教育の取組に対する支援』の充実について、専修学校及び各種学校の生涯学習、初等中等教育及び高等教育ごとの各教育段階における位置付けや役割・機能を明確にし、社会的要請の高い職業人養成の課題が具体的に何であるかを特定して政策目標として記述する必要がある。
- 特に専修学校及び各種学校を教育段階別に整理する際には、社会一般に分かりやすい制度に見直すことも重要な振興方策となることから、入学資格や修業年限など、他の学校種の制度を参考に課程別に分離・統合することを明記する必要がある。

(b) 職業教育力の充実・向上に関すること

該当箇所：「(4)いつでもどこでも学べる環境をつくる」の《「学び直し」の機会の充実と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり(p4)》

- 『何度でも新たなチャレンジを行うことができる社会』に関して、他の学校種の学生生徒が途中で専修学校及び各種学校に進路変更する現状も踏まえ、社会人の「学び直し」だけでなく幅広く「学び直し」を捉えて、その取り組みを支援する必要がある。
- 『個人の学習成果の評価の仕組み』に関して、専修学校での学習の一部は、高校や大学などでの単位認定、大学・大学院などとの接続にかかる資格において評価されている。今後、国は、専修学校及び各種学校の正規課程の教育から短期の付帯的教育まで、内容や水準に応じて整理し、個人の学習歴として客観的に評価できる仕組みを整備し、その制度や評価の取り組みが社会的に活用されるように支援する必要がある。また、学習者が利活用しやすい専修学校及び各種学校の情報提供の仕組みを構築するため、国は、情報提供システムの構築やコンテンツ開発の事業を進める必要がある。

(c) 連携、協力及び接続等に関すること

該当箇所：「(1)学校・家庭・地域の連携協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」の《放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり(p1)》・《企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大(p1)》、「(3)人材育成に関する社会のニーズに応える」の《地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の充実(p2)》、「(4)いつでもどこでも学べる環境をつくる」の《地域の自立支援のための学習やボランティア活動の促進(p3)》

- 職業能力の育成や職業人の養成における専修学校及び各種学校の多種多様な教育実績を踏まえ、各地域に所在する専修学校及び各種学校の人材や施設設備・教育プログラムなどの資源を積極的に活用することを、他の学校種、家庭・地域・企業・関係省庁等との連携・協力及び接続のなかで明記して整理する必要がある。

(d) 学校種を限定した文言の精査

該当箇所：「(3)人材育成に関する社会のニーズに応える」の《専門高校における職業教育の充実(p2)》・《産業界・地域社会との連携による人材育成の強化(p3)》、「(4)いつでもどこでも学べる環境をつくる」の《「学び直し」の機会の充実と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり(p4)》

- 『大学』または『大学等』という学校種で記述しているが、高等教育機関として職業教育の機能を発揮し、貢献を果たすことは専門学校も同様であるので、専門学校を含めた全ての学校種に共通の課題として整理する必要がある。

イ)「2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」の記述内容

(a) 位置付けや役割・機能に関すること

該当箇所:「(4)教育委員会の活動の充実を促進するとともに、学校の組織運営体制を確立し、学校教育を充実させる」の《教育委員会の責任体制の明確化及び体制の充実(p7)》

- 教育委員会は、所管する学校群での職業教育やキャリア教育などをより一層推進し、また、生徒の志望、能力や適性に応じた適切な進路指導を徹底するよう、専修学校及び各種学校の制度や教育に対する理解促進の取り組み、職業教育の連携事業等を制度的かつ財政的に支援する必要がある。

(b) 職業教育力の充実・向上に関すること

該当箇所:「(5)幼児期における教育を充実する」の《幼児教育全体の質の向上(p8)》

- 『養成段階から幼稚園教諭免許と保育士資格の取得を促す』ことについて、一定の実務経験を有する保育士に対する併有促進の方策のほか、構造改革特区の政府方針のとおり、教員養成の指定を、保育士養成を行う専門学校などに拡大する必要がある。

(c) 連携、協力及び接続等に関すること

該当箇所:「(2)規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」の《職業観・勤労観や知識・技能をはぐくむ教育(キャリア教育・職業教育)の充実(p5)》・《体験活動・読書活動等の充実(p6)》

※ 前述のア)の(c)のとおり。

(d) 学校種を限定した文言の精査

該当箇所:「(6)特別なニーズに対応した教育を充実する」の《特別支援教育の充実(p9)》

- 『幼稚園から高等学校まで』という学校種で記述しているが、専修学校及び各種学校の中等教育以下の段階でも障害のある生徒などに対して職業的自立を目指した教育などを実施していることから、専修学校及び各種学校を含めた学校種に共通の課題として整理する必要がある。

ウ)「3 教養の厚みを備えた知性あふれる人間を養成し、社会の発展を支える」の記述内容

(a) 位置付けや役割・機能に関すること

該当箇所:「(1)社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する(p9)」、「(3)大学等の国際化を推進する」の《留学生交流の推進(p10)》、「(5)大学教育の質の向上・保証を推進する(p11)」

- 『同世代の過半数が進学する「ユニバーサル段階」』と記述しているが、中教審答申「我が国の高等教育の将来像」は、専門学校を含む進学率を分析した上で、我が国の高等教育がユニバーサル段階に既に突入したと指摘している。社会の信頼に応える高等教育の政策を考える以上、高等教育機関としての専門学校の位置付けを明確にする必要がある。
- 『各学校の位置づけや期待される役割・機能を十分に踏まえた質の高い教育の展開を支援』と記述しているが、中教審答申「我が国の高等教育の将来像」は、“職業教育をキーワードとした教育体系の中で、専門学校の中核的な役割や位置付けを明確にすること”及び“学士課程教育や短期大学教育との対比で、実践的な職業教育・専門技術教育機関

としての専門学校の性格を明確化し、機能を充実すること”を答申している。しかし、この提言にそった議論は行われずに、学校種間の教育的境界が曖昧にされたままで現在に至っている。専門学校の教育的な位置付けや他の学校種との役割分担、充実すべき機能などを明らかにし、それらに応じた具体的な振興方策を整理する必要がある。

- 学校種ごとの『設置目的や使命等』を踏まえ、『機能や役割に則した多面的な評価』を達成するためにも、教育制度を構築した国の責任において、高等教育の各学校種の機能や役割を明確にする必要がある。
- 留学生受入れ計画を達成した量の面、実践的かつ専門的な知識・技術の教育に特化した質の面の双方で、専門学校がこれまでの留学生政策に貢献した役割は大きいものがあることから、今後の留学生政策における量並びに質の確保においても、専門学校を含む高等教育全体の共通の課題として、公平かつ具体的に振興方策を整理する必要がある。

(b) 職業教育力の充実・向上に関すること

該当箇所：「(1)社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する」の《学士課程教育等の質の向上(p9)》・《共通に身に付けるべき学習成果の明確化と分野別教育の質の向上(p9)》、「(3)大学等の国際化を推進する」の《留学生交流の推進(p10)》、「(5)大学教育の質の向上・保証を推進する(p11)」、「(6)大学等の教育研究を支える基盤を強化する」の《大学等の教育研究を安定的・継続的に支えるとともに、高度化を推進するための支援の充実(p11)》・《大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化(p12)》

- 高等教育全体の教育力を高める上で、質の維持・向上は最も重要な課題であることから、国は、『質の向上や教育内容・方法の改善』、『個性・特色ある教育実践』及び『教員の教育力の一層の向上に向けた組織的取組』への支援をはじめ、『教育分野にかかわらず共通に身に付けるべき学習成果』の目標設定や『分野別の教育の質の向上・保証を行うため』の取り組みの支援について、専門学校独自の方策もあわせて検討し、整理する必要がある。さらに、専門学校での『高等教育の質を保証する取組』の促進にあたり、有効な取り組みの情報収集、改善・向上の取り組みの推進に対して支援する必要がある。
- 『留学生比率の大幅な増加を目指す』などの留学生交流の政策立案にあたっては、情報提供の体制、留学時の在留要件、留学生等への財政支援及び卒後の就労要件など、専門学校だけ異なる取扱いをしているものについて、関係省庁とも連携・協力の上、他の学校種と同等にすることを振興方策として明記する必要がある。
- 高等教育全体での人材育成の機能の充実・向上を前提として、基盤的経費、高度化経費及び施設設備整備費などは、すべての学校種に対して支援措置を講ずる必要がある。なお、教育への投資が社会に還元される考えに立ち、支援措置に対する効果・成果を検証し、国及び高等教育の各学校種が説明責任を果たすことを明記する必要がある。

(c) 連携、協力及び接続等に関すること

該当箇所：「(1)社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する」の《高等学校と大学との接続の円滑化(p8)》、「(4)地域における国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組を支援する(p10)」の《複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援(p11)》

- 中等教育から高等教育への接続は、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校の学校種それぞれの位置付けや役割・機能を明確にし、生徒への適切な進路指導の徹底の上で検討する必要がある。特定の学校種への接続を優先する実態など、進路指導で顕在化あるいは内在化している課題を解消することを明記して整理する必要がある。

- 地域の人材能力の開発などにおける専門学校の使命・役割を踏まえ、『特色を活かして行う地域振興に貢献する取組』については、専門学校を含む高等教育全体の課題として整理する必要がある。また、地域の教育力を結集して活性化を図る観点から、特定の学校種間に限らず、他の学校種間の連携も含めた取り組みを支援する必要がある。

(d) 学校種を限定した文言の精査

該当箇所：本項目の全体的な記述

- 『学士課程教育等』、『大学等』及び『高等教育機関』といった表記をせずに、専門学校の教育的な位置付けや役割・機能、職業教育力の向上、連携・協力などに関わる項目について、専門学校を含むことを明らかにして整理する必要がある。

エ)「4 安全・安心で質の高い教育環境を整備する」の記述内容

(a) 位置付けや役割・機能に関すること

該当箇所：本項目の全体的な記述

- 国及び地方公共団体は、専修学校及び各種学校に学ぶ学生生徒及びその保護者に対して、同じ教育段階に位置する他の学校種の学生生徒及び保護者と同様に、安全・安心で質の高い教育環境を整備する義務があることから、専修学校及び各種学校の位置付けや役割・機能に応じて、次のとおり必要な措置を講ずることを明らかにする必要がある。
 - (1)安全・安心な教育環境を実現する…『学校施設等の耐震化』や『老朽施設の解消』などは、同じ学齢の学生生徒の生命を守る、あるいは激甚災害法が適用されない専修学校及び各種学校の安定性や継続性を保障する観点から、また、『学習内容・方法の変化への対応』や『バリアフリー化』などは、職業教育の高度化・多様化を図る、あるいは障害のある学生生徒への職業教育を保障する観点から、それぞれ同等に措置する必要がある。さらに、学校種によって『学校内外の安全確保』に差が生じないように、同様の取り組みを支援する必要がある。
 - (2)質の高い教育を支える環境を整備する…『学校図書館の整備充実』、『教材の整備充実』、『学校の情報化の充実』及び『教育に関する研究成果等の蓄積・活用』では、社会に期待される職業人の養成に応えるため、専門図書の整備充実、最新の知識・技術に関する教材の開発整備、ICT環境による教育の整備、職業教育の教育研究成果の蓄積や利活用などを、国や地方公共団体が促進し、支援する必要がある。
 - (3)私立学校の振興策を充実する…国の定めた認可制度のもとで設置し、教育や運営の面で同じ義務や責任を果たす専修学校又は各種学校のみを設置する学校法人に対して、『私学助成の充実』及び『学校法人に対する経営支援』を同等に取扱う必要がある。
 - (4)教育費負担を軽減する…『奨学金事業等の充実』は、学校種に関わらず教育を受ける権利を保障し、学校種間での公平な競争的環境を担保するため、現在対象となっていない各種学校を含め、同一教育段階の学校種について同様の要件・基準や手続などを設定し、希望者全員が奨学金等を受けられるようにする必要がある。加えて、専修学校及び各種学校の学生生徒に対しては、国や地方公共団体が授業料軽減などによる財政的支援を独自に行う必要がある。

(b) 職業教育力の充実・向上に関すること

該当箇所：「(2)質の高い教育を支える環境を整備する」の《学校の情報化の充実(p13)》

- 高等教育における『ICTを活用した教育の普及・充実を支援』は、全ての学校種を対象に普及・充実を支援する必要がある。また、他省庁所管の通信教育による人材育成

の仕組みで通学課程と変わらない学習効果をあげていることから、専門学校において I C Tを活用した通信教育課程を制度設計するとともに、その教育のシステムやコンテンツの開発への財政支援を行う必要がある。

(c) 連携、協力及び接続等に関すること

該当箇所：「(2)質の高い教育を支える環境を整備する」の《学校の情報化の充実(p13)》

- 高校以下の『教員の I C T指導力の向上』では、専修学校及び各種学校が研修や講座などを実施する実績もあり、職業教育や専修学校及び各種学校の重要性の理解促進にもつながるものであることから、引き続き連携・協力の方策として支援する必要がある。

(d) 学校種を限定した文言の精査

該当箇所：「(4)教育費負担を軽減する」の《民間からの資金の受入れ促進等のための仕組みの充実(p14)》

- 税制上の措置や寄附文化の醸成などの取り組みを促進する背景に、『高校生・大学生の教育費負担の軽減等』のように、特定の学校種の教育費負担が過重しているような表現は適切ではなく、普通教育や職業教育の別に関わらず、あらゆる教育段階の全ての学校種に共通する課題として整理する必要がある。